

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の進める  
エコセメント事業の凍結に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年12月18日

提出者

12番 山本ひとみ

3番 大野まさき

19番 本間まさよ

武蔵野市議会議長 井口良美 殿

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の進める  
エコセメント事業の凍結に関する意見書

現在、三多摩地域廃棄物広域処分組合は、焼却灰を利用したエコセメント事業計画を推進しており、来年2月にも、本体工事等建設費予算の審議が処分組合議会で予定されています。

現在のゴミ焼却灰の中には、人体や環境にとって有害なダイオキシン、鉛、カドミウム、水銀等が含まれており、エコセメントの安全性がいまだ保証されたと断定することはできません。

また、エコセメント事業は、本体工事、造成費を合わせれば300億円を超える巨額な建設費と毎年の維持費がかかり、構成自治体には、大幅な負担金の増加となるにもかかわらず、試算すら示されていないのは、処分組合として説明責任を果たしていないと言わざるを得ません。

さらに、通常セメントより高額のエコセメントの販路を自治体に求めれば、公共事業のコスト高を招くものとなります。

何より、一定量の焼却灰を必要とするエコセメントの巨大工場建設を優先するよりも、ゴミの減量や無害化を目指す自治体や市民のさまざまな取り組みや施策の検討にこそ処分組合は力を入れるべきと考えます。

よって、武蔵野市議会は処分組合に対し、エコセメント事業の凍結を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年12月 日

武蔵野市議会議長 井口良美

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者 あて